

御所市共同募金委員会助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の皆様から寄せられた善意の募金を社会福祉法の理念に則り、地域福祉の向上に資することを目的とし、適正、公平に助成するものとする。

(助成金)

第2条 この要綱の対象となる赤い羽根共同募金による助成金は次のとおりとする。

- (1) 地域福祉助成金
- (2) 歳末たすけあい募金助成金

(助成の対象)

第3条 この助成金の申請できる団体は、次の各号に該当する団体とする。

- (1) 御所市内に拠点を置き、福祉活動をしている施設・団体
- (2) 住民の福祉向上のために活動する施設・団体で、すくなくとも1年以上の活動実績があるもの。

(助成事業)

第4条 助成の受けることのできる事業は、地域福祉の推進に寄与し、募金された方々に理解してもらえるものであること。

(助成の欠格)

第5条 共同募金の助成は、次に該当する施設・団体及び事業に対しては、行わない。

- (1) 地方公共団体が経営し又はその責に属すると見なされる事業
- (2) 社会福祉を目的としていても、政治、宗教等の手段として行う事業、又は構成員の相互共済を主たる目的とする事業
- (3) 名称の如何に関わらず、営利を目的とする事業
- (4) 助成の効果がないと認められる事業

(助成の申請)

第6条 共同募金の助成を受けようとする者は、毎年6月末までに別紙様式1により審査委員会に申請書を提出するものとする。

(助成額の調整・決定)

第7条 助成額の決定は、あらかじめ定められた助成計画によって行うことを原則とするが、募金の計画額等により助成額を調整する。

(助成金の交付)

第8条 助成金の交付時期は、事業完了後とする。

ただし、別紙様式2による実績報告書並びに助成金交付請求書を事業実施年度の2月末までに提出しなければならない。

(助成金の経理)

第9条 受配者は、助成金の使途について経理を明確にしておかなければならない。

(助成金の取消し又は返還)

第10条 次の一に該当したときは、助成の取消し又はその全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 助成金にかかる経理が不明確であるとき
- (2) 助成決定後、事業を停止又は休止したとき
- (3) 助成金を指定した事業以外に使用したとき
- (4) 虚偽の助成申請又は実績報告がされたとき
- (5) 審査委員会の指示に従わなかったとき

(助成の基準)

第11条 助成の基準は、その都度審査委員会にて協議することとする。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。